変更する帳票の新旧比較について

旧　様　式

申込様式

平成　　年　　月　　日

関西電力株式会社　宛

電力受給契約申込書
兼　電力系統への発電設備の連系に関する申込書（低圧）

「再生可能エネルギー発電からの電力購入契約要綱」（以下「契約要綱」という。）および下記個人情報の取扱いを承認のうえ、再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ発電設備」という。）の関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）の電力系統への連系（連系解除）および関西電力による電力の買取り（買取り終了）を関西電力に申し込みます。なお、本申込みを撤回した場合で、すでに関西電力に本申込み内容の検討費用が発生していたときは、その実費を関西電力に支払うことを承諾します。（再生可能エネルギー発電設備が経済産業省告示第１３９号の表の第一号および第二号に掲げる場合を除きます。）また、契約要綱３５に該当するときは、契約要綱３５に定める実費を関西電力に支払うことを承諾します。

【個人情報の取扱い】
弊社では、次の事業において、契約の締結・履行、債権回収および債務の履行、資産・設備等の形成・保全、商品・サービスの開発・改善、商品・サービスに関するダイレクトメール等によるご案内その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内で個人情報を利用いたします。(1)電気事業　(2)熱供給事業　(3)電気通信事業　(4)情報処理および情報提供サービス事業　(5)ガス供給事業　(6)電気機械器具および蓄熱式空調・給湯装置その他の電力需要平準化または電気の効率利用に資する設備の製造、販売、リース、設置、運転および保守　(7)鉄道事業法による運輸事業　(8)不動産の売買、賃貸借および管理　(9)(1)から(8)までの事業および環境保全に関するエンジニアリング、コンサルティングおよび技術・ノウハウの販売　(10)(1)から(9)までに附帯関連する事業
また、次の各号に掲げる場合には、必要な範囲内で、個人情報を第三者へ提供することがあります。
（１）契約者が弊社との電力受給契約を廃止する場合で、かつ弊社以外の電気事業者と特定契約を締結する場合
（２）「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再エネ特措法）」および契約要綱４０（２）に基づき、契約者に支払った受給電力量料金等について国または費用負担調整機関に届出する場合

※ご契約者名義変更の場合は、「電力受給契約に係る名義変更申込書　兼　電力系統への発電設備の連系に関する名義変更申込書」をご使用下さい。

❶【契約基本情報】

申込種別	□新設　□設備増減設　□再使用　□設備撤去　□その他（　　）
契約種別 *(○で囲んで下さい)*	定額電灯・従量電灯Ａ・従量電灯Ｂ・はぴｅタイム・時間帯別電灯・低圧電力・その他（　　）
発電設備設置場所 **（需要場所住所）**	（〒　　-　　）
フリガナ	
ご契約者名義 **（※1）**	印　*お客さま印は必ず押印いただくようお願いいたします* *ご契約者ご本人様にてご記入ください*
お電話番号	電話（　　）　　-　　　携帯（　　）　　-
ご連絡先 **（ご案内送付先）**	□　発電設備設置場所と同一（↓記入不要） （〒　　-　　）
営業者区分 **（※2）**	□　営業者に該当しない　　□　営業者に該当する
お客さま番号 *（新築の場合、記入不要）*	日　程　　所　　番　　号
引 込 柱 *（不明の場合は記入不要）*	

※1　法人名義でご契約される場合は、法人名称、役職名・代表者氏名をご記入下さい。電力受給契約のご名義は、電気需給契約のご名義と同一とさせていただきます。
※2　営業者とは、株式会社、有限会社等の営利法人、個人商店、個人事務所等のことで、個人や学校法人、宗教法人、医療法人等の公益法人および地方自治体は該当いたしません。（住居の一部を店舗等として使用している場合は営業者に該当します。）

❷【申込代行者情報】

申込代行者名 **（会社名）**	担当者（　　）
連絡者名	
住 所	（〒　　-　　）
連 絡 先	電話（　　）　　-　　携帯（　　）　　- ＦＡＸ（　　）　　-

○関西電力記入欄
系統連系（電力受給契約）申込受付日　：　平成　　年　　月　　日
認定通知書記載の設備認定日　：　平成　　年　　月　　日
※上記のいずれか遅い日をもって単価を判定すること。
申込パターン　：　通　常　・　10ｋＷ未満Ｒ　・　再エネＷ

デート FD

新　様　式

申込様式

関西電力株式会社　宛

No.

平成　　年　　月　　日

電力購入契約申込書　兼　系統連系に関する申込書（低圧）

「再生可能エネルギー発電からの電力購入契約要綱」（以下「契約要綱」という。）および下記個人情報の取扱いを承認のうえ、再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ発電設備」という。）の関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）の電力系統への連系（連系解除）および関西電力による電力の買取り（買取り終了）を関西電力に申し込みます。なお、当該再エネ発電設備の関西電力の電力系統への連系から関西電力による電力の買取り開始までの期間に当該再エネ発電設備から発生する電力を、関西電力が無償で受電することを承諾します。また、受付完了後に申込内容に不備（変更）がある場合、ご希望される計器工事日に工事できない場合や、当初の申込受領日が無効となる場合があることを予め承諾します。

※ご契約者名義変更の場合は、「電力受給契約に係る名義変更申込書　兼　電力系統への発電設備の連系に関する名義変更申込書」をご使用下さい。

❶【契約基本情報】

申込種別	□新設　□設備増減設　□再使用　□設備撤去　□単価変更　□その他（　　）
契約種別	□定額電灯　□従量電灯Ａ　□従量電灯Ｂ　□はぴｅﾀｲﾑ　□時間帯別電灯　□低圧電力　□その他（　　）
発電設備設置場所 （需要場所住所）	（〒　　－　　）
フリガナ	
ご契約者名義 （※1）	印　*お客さま印は必ず押印いただくようお願いいたします* *ご契約者ご本人様にてご記入ください*
お電話番号	電話（　　）　　－　　携帯（　　）　　－
ご案内送付先 （※2）	□　発電設備設置場所と同一（「ご案内送付先」の記入は不要） （〒　　－　　）
営業者区分 （※3）	□　営業者に該当しない　　□　営業者に該当する
お客さま番号 （新築の場合、記入不要）	日　程　　所　　番　　号
引 込 柱	

※1　法人名義でご契約される場合は、法人名称、役職名・代表者氏名をご記入下さい。電力受給契約のご名義は、原則電気需給契約のご名義と同一とさせていただきます。
※2　ご案内送付先がご契約者様もしくは申込代行者以外をご希望される場合は「電力受給契約のご案内の送付依頼書」が必要になります。
※3　営業者とは、株式会社、有限会社等の営利法人、個人商店、個人事務所等のことで、個人や学校法人、宗教法人、医療法人等の公益法人および地方自治体は該当いたしません。（住居の一部を店舗等として使用している場合は営業者に該当します。）

❷【再エネ電力供給設備情報】　□ 設備3あり ⇒ 追加設備情報（別紙）に必要事項を記入のうえ提出をお願いします。

インバータが2台ある場合は【設備2】にご記入ください。インバータが3台以上の場合は、別紙を添付してください。
同一の需要場所において2以上の設備認定がある場合は設備認定IDごとに申込願います。

設備1	発電機	公称最大出力	kW	製造者	
	ｲﾝﾊﾞｰﾀ	JET認証番号 ※認証品の場合		型式	
		定格出力	kW	製造者	

設備2	発電機	公称最大出力	kW	製造者	
	ｲﾝﾊﾞｰﾀ	JET認証番号 ※認証品の場合		型式	
		定格出力	kW	製造者	

❸【工事情報】

設置月日 （予定日）	平成　　年　　月　　日	連系希望日	平成　　年　　月　　日
配線方法	余剰配線　／　全量配線（引込方法 ＝ Ｙ分岐 ・ ２引込み）		

※以下は関西電力記入欄となります。PCSが新型能動方式かつ計器工事以外の工事がない場合は本申込書の写しのお渡しをもって受給承諾とさせていただきます。

○協議結果
□ PCSが新型能動方式かつ関西電力の工事がない場合
（内容不備がある場合は　月　日までに当社は申込代行者へ連絡いたします。連絡が無い場合は連系が可能ですので、左記の期日以降に連系いただけます。）
□ PCSが新型能動方式かつ関西電力の工事が計器工事のみ ⇒ 計器工事日　月　日まで ・ 未定（後日調整させていただきます。）
（内容不備がある場合は　月　日までに当社は申込代行者へ連絡いたします。連絡が無い場合は連系が可能ですので、弊社計器工事日以降に連系いただけます。）
□ PCSが従来型能動方式もしくは関西電力の工事が計器工事以外あり ⇒ 後日回答書を送付の上、別途工事日を調整させていただきます。

○受付確認　※③は太陽光10kW未満のみ記入要、④･⑤は太陽光10kW未満以外のみ記入要。
①認定通知書記載の設備認定日：平成　年　月　日
②受給最大電力　kW
③併設発電設備　：　あり　・　なし
④課税方式　：　事業税　・　所得課税
⑤特例需要場所を適用する　・　特例需要場所を適用しない
（連絡欄）

申込受領	受給承諾

説　明

詳細な記入方法は、各帳票の記入例を参照願います

受付番号を記載する欄（関西電力記入欄）を追加しました

申込種別欄に「単価変更」を追加しました

受付完了後、受給承諾の証として表面のみコピーし申込者へ手交します

旧様式③の内容を見直しました
・省力化のため、各パネルの出力や設置枚数の記入は不要としました
・自動電圧調整機能や絶縁変圧器等の内容は保護継電器整定値一覧表に記入いただくこととしました

全量配線の場合は、Ｙ分岐か２引込みを選択する欄を追加しました

協議結果の記入欄（関西電力記入欄）を追加しました

申込書の受領印および受給承諾印を押印する欄（関西電力記入欄）を追加しました

変更する帳票の新旧比較について

旧　様　式

❸【再エネ電力供給設備情報】

インバータが２台ある場合は【発電設備No.2】にご記入ください。インバータが3台以上の場合は、別紙を添付してください。
同一の需要場所において2以上の設備認定がある場合は設備認定ＩＤごとに申込願います。

設備認定書情報		認定日			認定発電設備ＩＤ		
		発電設備区分		発電出力	ｋＷ	配線方法	余剰配線・全量配線

設備1	機器設置概要	設置月日（予定日）	平成　年　月　日	連系希望日	平成　年　月　日	
	発電機	発電機公称最大出力	ｋＷ	（　　）Ｗ×		枚（台）
				型式		
				（　　）Ｗ×		枚（台）
				型式		
				（　　）Ｗ×		枚（台）
				型式		
		製造者				
	ｲﾝﾊﾞｰﾀ	ＪＥＴ認証番号 ※認証品の場合		出力抑制方式		
		製造者		自動電圧調整機能	有効電力	有・無
					無効電力	有・無
		型式		単独運転検出機能受動的方式		
		定格出力		単独運転検出機能能動的方式		
		力率		絶縁用変圧器	有・無	

設備2	機器設置概要	設置月日（予定日）	平成　年　月　日	連系希望日	平成　年　月　日	
	発電機	発電機公称最大出力	ｋＷ	（　　）Ｗ×		枚（台）
				型式		
				（　　）Ｗ×		枚（台）
				型式		
				（　　）Ｗ×		枚（台）
				型式		
		製造者				
	ｲﾝﾊﾞｰﾀ	ＪＥＴ認証番号 ※認証品の場合		出力抑制方式		
		製造者		自動電圧調整機能	有効電力	有・無
					無効電力	有・無
		型式		単独運転検出機能受動的方式		
		定格出力		単独運転検出機能能動的方式		
		力率		絶縁用変圧器	有・無	

❹【併設設備の有無】

※申込種別が設備撤去の場合は記入は不要です。

併設設備（※3）	□あり	エコウィル・燃料電池・蓄電池・その他	設置月日（予定日）		容量	ｋＷ
	□なし	（関西電力使用欄）				

※3　併設設備とは、エコウィル，エネファーム（燃料電池），蓄電池等の再エネ発電設備以外の自家発電設備を指します。
これら併設設備の電力系統への連系の申込がお済みでない場合は、連系申込書を提出してください。

【添付資料】（認証品の場合、番号に「○」があるものは不要とします。）
１．単線結線図　　２．付近見取図　　３．系統連系保護協調チェックリスト　４．保護継電器整定値一覧表　５．認証証明書（写）
６．設備認定通知書（写）　⑦．設備配置図　⑧．発電設備の詳細資料　⑨．制御電源回路図　⑩．個別性能試験成績書
11．その他必要資料（複数台連系試験成績書 等）

【任意ご記入欄】　□「任意ご記入欄」への記入を望まれない場合は、左記□にチェックをつけてください。

新築・既築区分（※4）	□　新　築		□　既　築	
太陽光発電設備の販売業者（※4）	新築時	住宅会社名：	既築時	販売業者名：

※4　今後の太陽光発電の動向予測や電気の効率利用等を目的とした統計作業に使用するものであり、ご契約者個人が識別できる情報としては取り扱いませんので、できる限りご記入をお願いいたします。（なお、本欄の記載有無によって、電力受給契約上の取扱いに差は生じません。）

新　様　式

No.

❹【設備認定情報】

認定日		設備ＩＤ	

❺【併設設備（※4）の有無】　※申込種別が設備撤去の場合は記入は不要です。

□なし	□あり	ｴｺｳｨﾙ・燃料電池・蓄電池・その他（　　）	設置月日		容量	ｋＷ

※4　併設設備とは、エコウィル，エネファーム（燃料電池），蓄電池等の再エネ発電設備以外の自家発電設備を指します。
これら併設設備の電力系統への連系の申込がお済みでない場合は、連系申込書を提出してください。

❻【支払口座情報】　※申込種別が設備撤去・単価変更の場合は記入は不要です。

銀行等	銀行・信用金庫・信用組合 / 農協・労働金庫・漁連 / 本店（所）・支店（所）・出張所				
	銀行コード	支店コード	預金種別（01 普通（総合） 02 当座 03 貯蓄）	口座番号（右詰めでご記入下さい）	
（※5 ゆうちょ銀行）	金融機関コード 9900	店番	口座番号（右詰めでご記入下さい）		
	フリガナ				
	口座名義（※6）			印 認印でも可	

※5　お客さまがゆうちょ銀行口座への振込を希望される場合、通帳２ページの下部に印字している「他金融機関からの振込」口座をご記入願います。
なお、「他金融機関からの振込」口座が印字されていない場合は、ゆうちょ銀行さまへの印字手続きをよろしくお願いいたします。
※6　口座名義（フリガナ）は通帳に印字されている通り記載願います。

❼【申込代行者情報】

申込代行者名（会社名）	担当者（			
連絡先	電話	（　　）　—	携帯	（　　）　—

【個人情報の取扱い】
弊社では、次の事業において、契約の締結・履行、債権回収および債務の履行、資産・設備等の形成・保全、商品・サービスの開発・改善、商品・サービスに関するダイレクトメール等によるご案内その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内で個人情報を利用いたします。(1)電気事業　(2)熱供給事業　(3)電気通信事業　(4)情報処理および情報提供サービス事業　(5)ガス供給事業　(6)電気機械器具および蓄熱式空調・給湯装置その他の電力需要平準化または電気の効率利用に資する設備の製造、販売、リース、設置、運転および保守　(7)鉄道事業法による運輸事業　(8)不動産の売買、賃貸借および管理　(9)(1)から(8)までの事業および環境保全に関するエンジニアリング、コンサルティングおよび技術・ノウハウの販売　(10)(1)から(9)までに附帯関連する事業
また、次の各号に掲げる場合には、必要な範囲内で、個人情報を第三者へ提供することがあります。
（1）契約者が弊社との電力受給契約を廃止する場合で、かつ弊社以外の電気事業者と特定契約を締結する場合
（2）「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再エネ特措法）」および契約要綱４０（２）に基づき、契約者に支払った受給電力量料金等について国または費用負担調整機関に届出する場合

【任意ご記入欄】　□「任意ご記入欄」への記入を望まれない場合は、左記□にチェックをつけてください。

新築・既築区分	□　新　築		□　既　築	
太陽光発電設備の販売業者	新築時	住宅会社名：	既築時	販売業者名：

※　今後の太陽光発電の動向予測や電気の効率利用等を目的とした統計作業に使用するものであり、ご契約者個人が識別できる情報としては取り扱いませんので、できる限りご記入をお願いいたします。（なお、本欄の記載有無によって、電力受給契約上の取扱いに差は生じません。）

※以下、必要に応じてご活用ください。

＜申込書提出前の確認事項＞

※下記の内容に不備がある場合は受付できませんので提出前に今一度ご確認ください。

チェック欄	確認ポイント
	申込日（1枚目右上の日付）は関西電力窓口への提出日を記入しているか。
	契約種別欄には電気需給契約の契約種別を正しく記入しているか。
	発電設備設置場所・ご契約者名義は認定書に記載されている内容と同一か。
	営業者区分に正しくチェックを入れているか。
	お客さま番号・引込柱を正しく記入しているか。
	連系希望日は設置月日以降となっているか。　※連系希望日が近い場合はご希望に添えない場合があります。
	10kW未満太陽光は余剰配線、それ以外は正しく配線方法を選択しているか
	認定日・設備ＩＤは認定書へ記載されている通りに記入しているか
	併設設備の有無（「あり」の場合はその種類）に正しくチェックを入れているか　※太陽光以外は確認不要
	振込先の口座情報を正しく記入しているか
	「保護継電器整定値一覧」（添付書類）において申込代行者情報を記載しているか。

＜添付書類＞

※認証品のみ番号に「○」があるものは不要

チェック欄	書類
	１．単線結線図
	２．付近見取図
	３．保護継電器整定値一覧表
	４．認証証明書（写）
	５．設備認定通知書（写）
	６．ＡＶＲ自主検査票
	⑦．構内機器配置図
	⑧．発電設備の詳細資料
	⑨．制御電源回路図
	⑩．個別性能試験成績書
	11．その他必要資料（複数台連系試験成績書 等）

説　明

支払口座情報を追加しました

記入漏れや添付忘れがないか確認できるようセルフチェック欄を追加しました

変更する帳票の新旧比較について

旧　様　式	新　様　式	説　明
	（別紙）追加設備情報 インバータが３台以上ある場合、３台目以降の設備情報を下記にご記入ください。 同一の需要場所において２以上の設備認定がある場合は設備認定ＩＤごとに申込願います。	FIT制度導入により、インバータが３台以上設置するケースが増えたことから、追加設備情報の様式を追加しました

設備３	発電機	公称最大出力		kW	製造者	
	ｲﾝﾊﾞｰﾀ	ＪＥＴ認証番号 ※認証品の場合			型式	
		定格出力		kW	製造者	
設備４	発電機	発電機 公称最大出力		kW	製造者	
	ｲﾝﾊﾞｰﾀ	ＪＥＴ認証番号 ※認証品の場合			型式	
		定格出力		kW	製造者	
設備５	発電機	公称最大出力		kW	製造者	
	ｲﾝﾊﾞｰﾀ	ＪＥＴ認証番号 ※認証品の場合			型式	
		定格出力		kW	製造者	
設備６	発電機	発電機 公称最大出力		kW	製造者	
	ｲﾝﾊﾞｰﾀ	ＪＥＴ認証番号 ※認証品の場合			型式	
		定格出力		kW	製造者	
設備７	発電機	公称最大出力		kW	製造者	
	ｲﾝﾊﾞｰﾀ	ＪＥＴ認証番号 ※認証品の場合			型式	
		定格出力		kW	製造者	
設備８	発電機	発電機 公称最大出力		kW	製造者	
	ｲﾝﾊﾞｰﾀ	ＪＥＴ認証番号 ※認証品の場合			型式	
		定格出力		kW	製造者	
設備９	発電機	公称最大出力		kW	製造者	
	ｲﾝﾊﾞｰﾀ	ＪＥＴ認証番号 ※認証品の場合			型式	
		定格出力		kW	製造者	
設備１０	発電機	発電機 公称最大出力		kW	製造者	
	ｲﾝﾊﾞｰﾀ	ＪＥＴ認証番号 ※認証品の場合			型式	
		定格出力		kW	製造者	

〇関西電力記入欄

変更する帳票の新旧比較について

旧　様　式

AVR整定値依頼票

パワーコンディショナの電圧上昇抑制機能（AVR）整定依頼票

お客さま名義：
（工事施工業者：　　）

1．屋内配線データについて

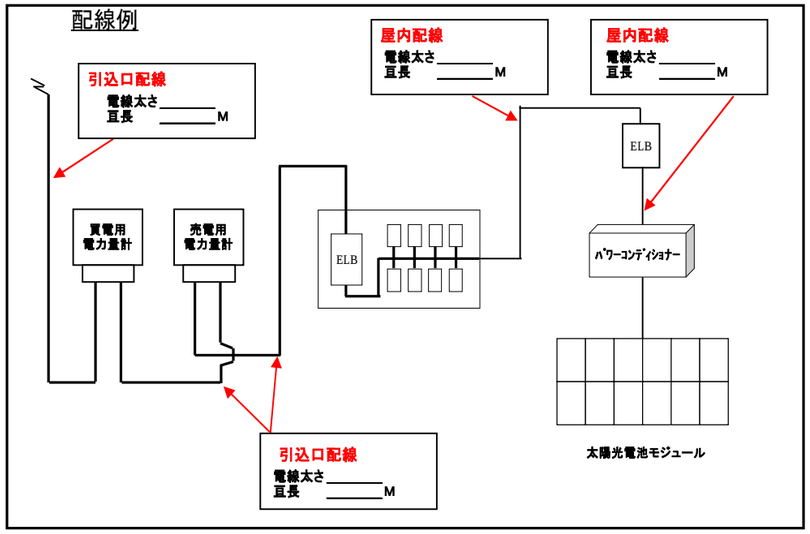

2．AVR整定にあたっての確認事項（□にチェックをお願いします）

□ 太陽光発電の発電出力が増加すると、太陽光発電設備を連系されるお客さま宅の電圧が上昇し、電線路の電圧も上昇します。このため，周辺のお客さま宅の電圧が上がり過ぎないよう、太陽光発電設備には電圧上限値を設定し管理・調整する機能（電圧上昇抑制機能）が組み込まれています。
太陽光発電設備を連系されるお客さま宅の電圧が上限値に達すると、この機能が動作し、太陽光発電の出力を抑制して電圧を調整します。これにより、一時的に販売電力量（受給電力量）が減少することがあります。

□ 電圧上昇抑制機能については、電力会社の系統電圧の瞬時的な変動によっても一時的に動作する場合がありますが、これは太陽光発電設備の正常な動作であり、系統電圧の異常や、機器の故障ではありません。

□ 電圧上昇抑制機能の整定値（電圧上限値）を高く設定する場合、発電設備の運転状況等により宅内電圧が設定した電圧まで上昇し、宅内の負荷機器に影響が生じる可能性があります。

新　様　式

屋内配線電圧上昇簡易計算書

（PCSが1台の場合）　　関西電力株式会社

屋内配線（受電点からＰＣＳまで）による電圧上昇値の簡易計算書

お客さま名（自署）：
工事施工業者：

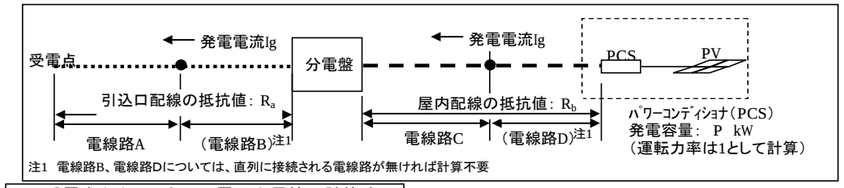

注1　電線路B、電線路Dについては、直列に接続される電線路が無ければ計算不要

■　受電点からPCSまでの電圧上昇値の計算式

電圧上昇値◿V※1　＝　K1(a)　×　発電電流 Ig(b)×(引込口配線の抵抗値 Ra＋屋内配線の抵抗値 Rb)(c)
※1　単相3線式の配線においては中性線と電圧線間の電圧上昇値

a.　K1
電気方式が単相3線式の場合1※2、単相2線式100Vまたは単相2線式200Vの場合2 、三相の場合√3
※2　電圧線と中性線との電圧を求めるため1としている。

電気方式		K1＝	…①

b.　発電電流Ig
【単相2線式100Vの場合】……発電電流Ig　＝　発電容量P(KW)×1000(W)／105(V)
【単相3線式及び単相2線式200Vの場合】……発電電流Ig　＝　発電容量P(KW)×1000(W)／210(V)
【三相の場合】……発電電流Ig　＝　発電容量P(KW)×1000(W)／(√3×210(V))

発電容量P		kW	発電電流Igt＝		A …②

c.　引込口配線の抵抗値 Raと屋内配線の抵抗値 Rb

引込口配線の抵抗値：Ra ……

電線路	A	B
電線太さ		
ｲﾝﾋﾟｰﾀﾞﾝｽ（Ω/km）	(1)	(4)
亘長（m）	(2)	(5)
抵抗値（Ω）	(3)	(6)
	(1)×((2)/1000)	(4)×((5)/1000)

引込口配線の抵抗値：Ra　　Ω …③
(3)+(6)

屋内配線の抵抗値：Rb ― ― ―

電線路	C	D
電線太さ		
ｲﾝﾋﾟｰﾀﾞﾝｽ（Ω/km）	(7)	(10)
亘長（m）	(8)	(11)
抵抗値（Ω）	(9)	(12)
	(7)×((8)/1000)	(10)×((11)/1000)

屋内配線の抵抗値：Rb　　Ω …④
(9)+(12)

d.　電圧上昇値◿V
電圧上昇値◿V ＝ K1(①) × Ig(②) × (Ra(③)+Rb(④))

受電点からPCSまでの電圧上昇値※3	

※3　単相3線式の配線においては中性線と電圧線間の電圧上昇値

電圧上昇値が2%（100Vの場合：2V、200Vの場合：4V）を超える場合は配線の選定見直しを検討する。

電線インピーダンス（抵抗）
引込口配線・屋内配線（軟銅）

線種	（Ω／km）
2.0mm	5.650
2.6mm	3.350
3.2mm	2.210
5.5sq	3.330
8sq	2.310
14sq	1.300
22sq	0.824
38sq	0.487
60sq	0.303
100sq	0.180
150sq	0.118
200sq	0.092
250sq	0.072

*電線要覧　JIS C3307-1980に基づく

e.　自動電圧調整装置（AVR）の整定値

PCSでの電圧値		
AVR**整定値**		

直近上位の整定値を記入する

■　AVR整定にあたっての確認事項（□にチェックをお願いします）

□ 太陽光発電の発電出力が増加すると、太陽光発電設備を連系されるお客さま宅の電圧が上昇し、電線路の電圧も上昇します。このため，周辺のお客さま宅の電圧が上がり過ぎないよう、太陽光発電設備には電圧上限値を設定し管理・調整する機能〔自動電圧調整機能（AVR）〕が組み込まれています。
太陽光発電設備を連系されるお客さま宅の電圧が上限値に達すると、この機能が動作し、太陽光発電の出力を抑制して電圧を調整します。これにより、一時的に販売電力量（受給電力量）が減少することがあります。

□ AVRについては、電力会社の系統電圧の瞬時的な変動によっても一時的に動作する場合がありますが、これは太陽光発電設備の正常な動作であり、系統電圧の異常や、機器の故障ではありません。

□ AVRの整定値（電圧上限値）を高く設定する場合、発電設備の運転状況等により宅内電圧が設定した電圧まで上昇し、宅内の負荷機器に影響が生じる可能性があります。

説　明

屋内配線による電圧上昇簡易計算書を追加いたしました
（PCSが1台の場合の帳票）

・電気方式、発電容量、電線太さ、亘長を入力いただくと自動で電圧上昇値、PCSでの電圧値が計算できる様式となっていますので、当社ホームページからダウンロードいただきご使用ください
・PCSでの電圧値を基に、AVRの整定値を記入ください
・お客さまにてAVR整定にあたっての確認事項にチェックいただき、上部のお客さま名（自署）欄にサインをお願いします

変更する帳票の新旧比較について

旧　様　式	新　様　式	説　明
	屋内配線電圧上昇簡易計算書 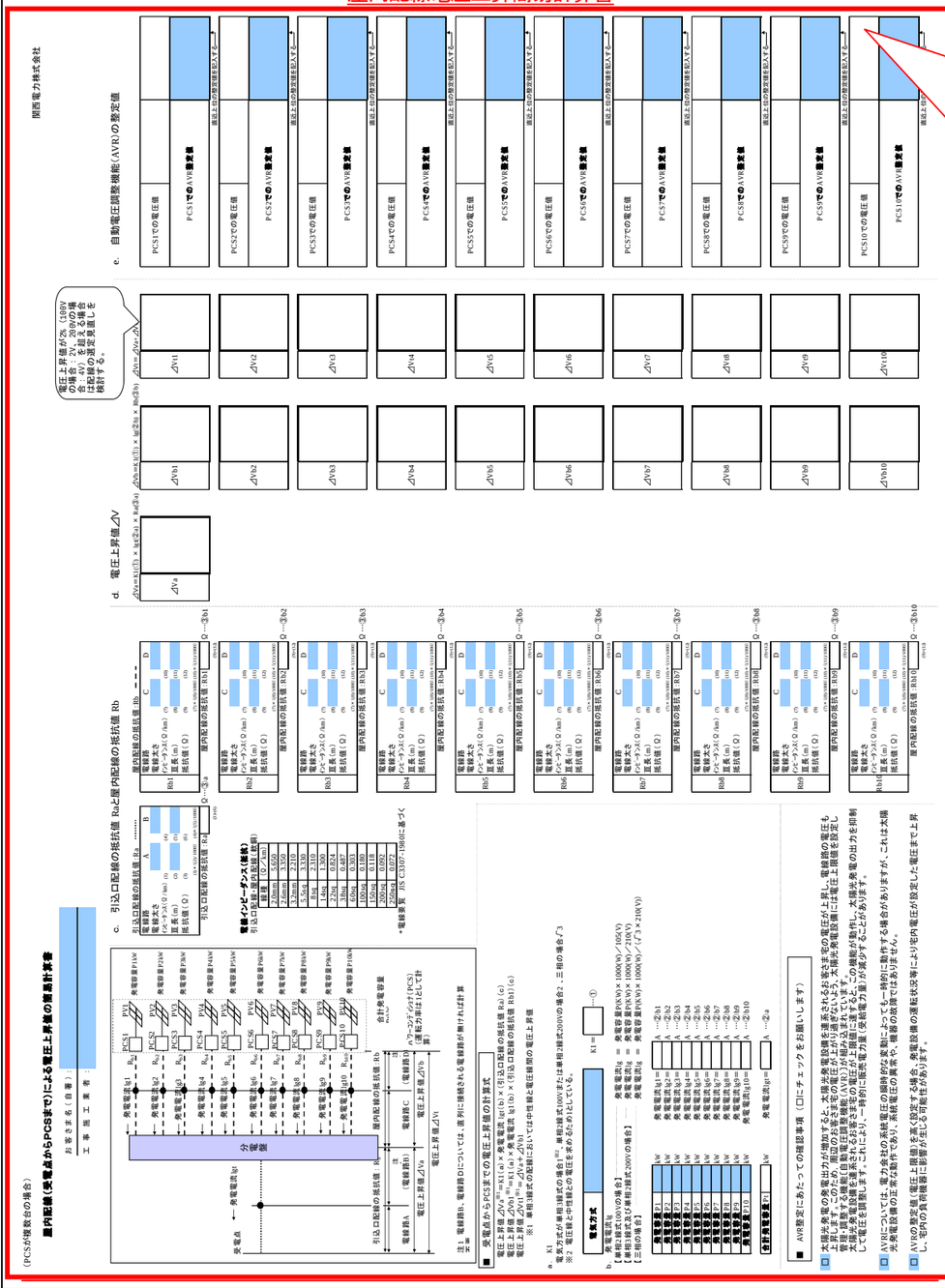	屋内配線による電圧上昇簡易計算書を追加いたしました （PCSが複数台の場合の帳票） ・電気方式、発電容量、電線太さ、亘長を入力いただくと自動で電圧上昇値、PCSでの電圧値が計算できる様式となっていますので、当社ホームページからダウンロードいただきご使用ください ・PCSでの電圧値を基に、AVRの整定値を記入ください ・お客さまにてAVR整定にあたっての確認事項にチェックいただき、上部のお客さま名（自署）欄にサインをお願いします

変更する帳票の新旧比較について

旧　様　式

保護継電器整定値一覧表

保護継電器整定値一覧表（主リレー用）

・連系区分　低圧・高圧・スポットネットワーク・特別高圧

・発電機種別　同期機・誘導機・自励式インバータ・その他（　　）　・逆潮流　有・無

・発電機容量＿＿＿＿＿＿kW

ご契約名義＿＿＿＿＿＿

保護継電器の種別		リレー ※DevNo.	継電器 製造者・型式 ※	整定範囲 ※	※CT比	※VT比	申請整定値 ※	推奨整定値	適否	整定上の特記事項	適用
構内事故	OCR										
	OCGR										
系統事故	DSR										DZまたは電流差動リレーを含む
電力品質	OVGR										
	OVR										
	UVR										
	OFR										
	UFR										
単独運転防止	RPR										2系列目のリレーに適用
	UPR										2系列目のリレーに適用
	能動的方式										取扱説明書を添付のこと
	受動的方式										取扱説明書を添付のこと
その他	自動電圧調整										取扱説明書を添付のこと

←お客さまで埋る範囲（空欄でもよい）

（注）※はお客さま記入

新　様　式

保護継電器整定値一覧表

（低圧用）保 護 継 電 器 整 定 値 一 覧 表

＜申込代行者情報＞

・事業者名：

・住　所　：〒　　－

・TEL　：

＜設置者情報＞

・契約者名：

＜設置設備情報＞

・発電設備種別：

・出力抑制方式：

・定格出力　：

・自動電圧調整装置

進相無効電力制御機能　：　有　・　無

出力制御機能　：　有　・　無

・絶縁用変圧器　：　有　・　無

・OC付ELCB　：　極数素子数（　P　E）　逆接続（　可　・　不可　）

※　本様式は、保護装置の型式毎に作成願います（同一型式を複数台設置される場合は本様式１枚のみで結構です）。

1．主リレー　※太枠内ご記入ください（ただし、第三者（JET、JIA）が認証するPCSを使用する場合、①・②・③・④は省略可能です）。

保護継電器の種別		第三者（JET、JIA）が認証するPCSを使用する場合は省略可能 ① 継電器 製造者・型式	② 整定範囲	③CT比	④VT比	⑤申請整定値	当社推奨整定値	適否	適用
電力品質	OVR					V	標準整定　115% （100V系の場合115V、200V系の場合230V）		
	UVR					V	標準整定　80% （100V系の場合80V、200V系の場合160V）		
	OFR					Hz	標準整定　61.2Hz （整定範囲に無い場合は61.0Hz）		
	UFR					Hz	標準整定　58.8Hz （整定範囲に無い場合は59.0Hz）		
単独運転防止	RPR						【逆潮流有りの場合記載不要】 標準整定　発電設備定格出力の5%程度以下		
	UPR						【逆潮流有りの場合記載不要】 標準整定　最大受電電力の3%程度		2系列目のリレーに適用
	能動的方式			－	－		個別整定　（新型の場合記載不要）		（非認証品の場合） 取扱説明書を添付のこと
	受動的方式			－	－		個別整定（位相跳躍方式の場合±3～±10度の範囲、周波数変化率方式の場合±0.1～±0.3%の範囲、3次高調波電圧歪急増方式の場合+1～+3%の範囲）		（非認証品の場合） 取扱説明書を添付のこと
その他	自動電圧調整機能					V	【逆潮流無しの場合記載不要】 個別整定　AVR自主検査票で計算した値		

2．タイマー　※太枠内ご記入ください（ただし、第三者（JET、JIA）が認証するPCSを使用する場合、①・②・③・④は省略可能です）。

保護継電器の種別		第三者（JET、JIA）が認証するPCSを使用する場合は省略可能 ① 継電器 製造者・型式	② 整定範囲	③CT比	④VT比	⑤申請整定値	当社推奨整定値	適否	適用
電力品質	OVR					秒	標準整定　1.0秒		
	UVR					秒	標準整定　1.0秒		
	OFR					秒	標準整定　1.0秒 （0.5秒でも可）		
	UFR					秒	標準整定　1.0秒 （0.5秒でも可）		
単独運転防止	RPR						【逆潮流有りの場合記載不要】 標準整定　0.5秒以内		
	UPR						【逆潮流有りの場合記載不要】 標準整定　ｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸする場合0.2秒以内、ｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸしない場合0.5秒以内		2系列目のリレーに適用
	能動的方式			－	－	秒以内	標準整定　新型の場合0.2秒以内、 従来型の場合0.5秒～1.0秒以内		（非認証品の場合） 取扱説明書を添付のこと
	受動的方式			－	－	秒以内	標準整定　0.5秒以内		（非認証品の場合） 取扱説明書を添付のこと
その他	復電後の投入阻止時間					秒	標準整定　300秒		

説　明

保護継電器整定値一覧表の様式を見直しました

・これまで主リレー用とタイマー用の２枚記入いただいていましたが、１枚に統合いたしました

・申請整定値の修正が発生しないよう、当社推奨整定値を記入しましたので、参考の上ご記入ください

・申込代行者情報につきましては、連絡手段として必要な情報となりますので、必ず記入いただきますようお願いいたします

変更する帳票の新旧比較について

旧　様　式

保護継電器整定値一覧表（タイマー用）

・逆潮流　有・無

ご契約名義 _____　・連系区分　低圧・高圧・スポットネットワーク・特別高圧

・発電機種別　同期機・誘導機・自励式インバータ・その他（　　）　・発電機容量 _____ kW

保護継電器の種別		リレー DevNo. ※	継電器製造者・型式 ※	整定範囲 ※	CT比 ※	VT比 ※	申請整定値 ※	整定上の特記事項	推奨整定値	適否	適用
構内事故	OCR タイマー用										
	OCGR タイマー用										
系統事故	DSR タイマー用										DZまたは電流差動リレーを含む
	OVGR タイマー用										
電力品質	OVR タイマー用										
	UVR タイマー用										
	OFR タイマー用										
	UFR タイマー用										
単独運転防止	RPR タイマー用										2系列目のリレーに適用
	UPR タイマー用										取扱説明書を添付のこと
	能動的方式										取扱説明書を添付のこと
	受動的方式										
その他	復電後の投入阻止時間										

←お客さまで判る範囲（空欄でもよい）

（注）※はお客さま記入

新　様　式

説　明